

明成社（高校「総合歴史」）を不採択に追い込もう！

中学校歴史教科書のやり直しに反対し、自由社・育鵬社を採択させない取り組みを！

子どもたちに渡すな！あぶない教科書大阪の会 伊賀正浩

### 1. 安倍政権の作った新学習指導要領と検定基準によって高校教科書記述が後退

- ・政府見解の徹底による統制。領土問題と戦後補償問題で顕著。
- ・侵略と植民地支配の記述の後退。
  - 日本軍「慰安婦」記述の減少と強制性の一層曖昧化。
  - 「植民地支配」を「対外進出」と記述。
  - 日露戦争の美化。「民族独立運動に大きな刺激を与えた」等。
- ・新教科「公共」では、日本国憲法の三大原理ではなく、「正義」「構成」「幸福」を「基本原理」に。

### 2. 「従軍慰安婦」「強制連行」「強制労働」記述に対する新たな政治介入に反対しよう！

質問主意書⇒政府答弁書⇒教科書検定基準⇒教科書記述の変更圧力

#### 検定基準の改悪

- 2014年1月
- ①未確定事象を断定的に記述しないこと
  - ②通説的な見解がない数字などはそのことを明記
  - ③政府の統一見解や最高裁判例などを反映

2018年 「多様な見解のある社会的事象の取り上げ方に不適切なところがなく」  
 「新学習指導要領で示された項目について、・・・すべて取り上げ」

- ・馬場議員（日本維新の会）の質問主意書に対する政府答弁書
  - 「『従軍慰安婦』という用語を用いることは誤解を招く」
  - 「『募集』、『官斡旋』及び『徴用』による労務については、『強制労働』には該当しない」
- ・菅首相は「閣議決定に基づいた記述」を求め、萩生田文相も「今回の閣議決定で、今後記述がなくなっていくだろう」と教科書会社に圧力

#### <従軍慰安婦> 4冊

清水書院『私たちの歴史総合』。実教『詳述歴史総合』。東書『詳解歴史総合』『新編歴史総合』

#### <強制連行、連行、強制労働> 6冊

第一学習社『高等学校歴史総合』『新編歴史総合』。東書『詳解歴史総合』。実教『詳述歴史総合』『歴史総合』。清水書院『私たちの歴史総合』

- ・高校を所管する都道府県教委などの政治介入に反対しよう。

### 3. 明成社を不採択に追い込もう！

<明成社教科書とは？>

明成社の執筆者には「改憲」を強く唱える日本会議（日本最大の右翼団体）と関係の深い学者が多く、筆頭執筆者の伊藤隆氏は育鵬社教科書の執筆者。明成社の最大の特徴は、不都合なことは書かず、都合の良いことだけを書いて、生徒に“日本はすばらしい国だ”と思わせ、「愛国心」を刷り込もうとするところにある。しかし、このような「愛国心」は独善的で、国際社会では通用しない。

・アジア太平洋地域への侵略戦争を、「日華事変」「大東亜戦争」（注釈の中で）と記述し、“アジアの植民地解放の戦争”だったと印象付ける。

・「韓国併合」での朝鮮植民地支配の実態には全く触れず、「世界に影響を与えた日露戦争の勝利」という特設ページを組み、「同じ有色民族による日露戦争の勝利は、列強の圧迫や植民地支配に苦しんでいたアジア・アフリカの民族に独立への希望を与え」と記述。

・関東大震災で起きた朝鮮人・中国人の虐殺は書かない。

・沖縄戦の記述に関しては、「一中健児之塔」を「顕彰碑」と記述し学徒の戦死を美化。さらに、ひめゆり学徒隊を「ひめゆり部隊」、男子生徒が「勇戦」とも記述。

### 4. 中学歴史教科書のやり直しに乗じた自由社・育鵬社の採択に反対しよう！

<採択のやり直しとは？>

2021年3月の自由社の検定合格を受けた文科省通知

「採択替えを行うことも可能」「採択替えを行なうか否かは採択権者の判断による」

<自由社教科書とは？>

◆日本を「すごい国」と印象付けるために、都合の悪いことは書かないのが最大の特徴。

(1) 神話の扱いが突出して大きい。「神々の系図」まで掲載し、神話の神武天皇が天皇の始まりであるかのように記述。生徒に神話と史実を混同させる。

(2) 日露戦争で日本が勝利したことに、ネルーが勇気づけられたと記述。しかし、ネルーはその後の韓国併合によって、日本も西欧列強と同じだと語ったことについては書かない。

(3) 日中戦争の初期に、日本軍が南京で多くの中国人を殺害したことは書かず、通州で日本人が殺害されたことだけを書いている。

◆人権侵害記述が満載。

(1) 明治初期の「琉球処分」を「一種の『奴隷解放』だった」と美化して記述。

(2) 「人権侵害」としてすでに廃止された「北海道旧土人保護法」を、明治政府がアイヌを保護するための法律だったと記述。アイヌ文化を破壊し、アイヌの土地を奪ったことを、すべてアイヌの慣習のせいであったかのように書いている。

(3) 「創氏改名」は強制ではなかったと強調。もともと「創氏改名」は、皇民化のために日本が植民地朝鮮に日本式の家族制度を持ち込んだもの。改名しない朝鮮人には様々な不利益・差別があり、事実上の強制であったことには触れない。

<7月から8月の教育委員会議に注目を！>

## 小学校養護教諭分限免職裁判



次回の日程 : 8月24日火曜日 10時

611法廷

**裁判の現状** : 指導力不足教員研修が教員のあるべき研修ではなく、解雇をするためのものになっているということを主張しています。その研修内容は学校には月に7日程度しか通わせず、児童や教員、学校医、保護者などから分断させ仕事に関わらせず、水道橋の研修センターで授業の指導案ばかり作らせるというものです。これは教員の資質向上にはつながらないと訴えています。

また練馬区立N小学校の校長は指導力不足教員研修に行く半年前から、同僚や運営委員会で私のことを首になる人だと言いつらかしていました。

分限免職になり、7月で3年たちました。裁判はコロナで半年停止してしまい、裁判が長引いています。

東京地方裁判所民事第11部 御中

## 意見陳述書

原告 渡邊 恵子

### 1 はじめに

私は、今回の分限免職により、46歳の時に養護教諭一種免許状を剥奪され、何の資格もない状態で、仕事をいくら探してもアルバイトすらありませんでした。

今はやっと週2日、月6万円の収入で家計の足しにしています。住んでいるアパートの支払いが出来なくなっており、生活が困窮しています。

教員免許状は高額の学費を支払い女子栄養大学で勉強して取得したものです。勉強や家庭に悩みを抱えた子どもが保健室に来ます。そういう一斉指導になじまない子どものために「保健室の先生」になりたい、と思って養護教員になったのです。そうした子どもとの人間関係や私の生き甲斐まで、資格と一緒に剥奪されました。

私は、職務上、子どもの大きな怪我の判断の誤りや学校運営に支障が起きるような保健事務の誤りは起こしていません。それにも関わらず、このような処分は行き過ぎた処分だと思えます。

### 2 練馬区立N小学校での勤務

練馬区立N小学校に勤務している時は、保健室に来た子どもの対応をしていても会議室に呼び出され、校長から怒鳴りつけられたり、副校長からは腕をつかまれ、ひっぱられるなどで幾度もパワハラを受けました。

子どもの保健委員会や健康診断をしていると、突然、何十人もの教育委員会の人を訪れて、仕事を進めることに支障をきたしました。また、校長はM養護教諭に私の記録をとるように指示をしていました。

このように、I校長、K副校長、教育委員会に幾度もパワハラを受け続けました。

それでも私は学校を休まずに職務を遂行しました。

### 3 研修の問題

また、指導力不足教員研修中には、普段、保健室におらず、健康診断の仕事もしないのに、週に一度だけ保健室に行っても、子どもからも何しに来たの、という目で見られました。子どもや同僚との関係も切り離されたもので、さらし者になったようで、疎外感、孤立感を味わいました。

幾度研修授業をしても、協議会になると、教育委員会の多くの職員に囲まれ、学校が選択をした題材なのに、その選択が間違っているなどのおかしな指摘やささいなことばかりを取り上げられました。

授業や指導案の批判ばかりで、個人の努力を全く認めませんでした。

研修している教員の指導を改善し、能力を伸ばす研修ではありませんでした。

協議会の前夜には、そのことを思い出して、眠れなくなるなど精神的にも追い詰められました。

そもそも、養護教諭は普段は授業を行いません。授業の研修を行っても、指導力の向上に直接は役に立たないと思います。

医学的な知識や対応についての研修ではなく「何もわかってない」などと叱責されるばかりでした。

そのようなことで評価と称して私を分限免職としたのです。これは行き過ぎた処分です。取り消していただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上

## 第 11 回「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会用資料

増田都子「五輪読本に関し、違法不当な都教委等を訴える会」事務局

裏面、斎藤貴男さんの『カルト資本主義 増補版』序文にある文章が、この訴訟の意義をたいへんコンパクトに良くまとめてくださっています。ここに紹介されている一次訴訟は、裁判官忌避など、できる手段はすべて取りましたが、本年 1 月 6 日、却下判決が確定してしまいました。しかし、この五輪憲章違反の記述を記載し続ける『五輪読本』は毎年、小 4 以上の私立を含めた児童生徒に渡されるので、私たちは 2019 年 5 月に第二次訴訟を起し、今、東京地裁で争っています。

この訴訟の主要な争点は「五輪大会における『選手団(NOC)の旗・歌』を児童生徒に『国旗・国歌』として認識させる教材による学習を事実上強制させている被告・都教委の教育行政の実態の法的適否の認定」です。

被告都教委の主張は以下の①～④です。

- ①「日本オリンピック委員会(JOC)」が作成した「五輪憲章」等の日本語訳においては原本英文の「選手団の旗」を「国旗」と訳していること
- ②日本国内の新聞等、多くのマスコミ、メディアが「選手団の旗」を「国旗」と表記した報道をなしている事実が「公知のもの」として存在すること
- ③文部科学省の教科書検定に合格した教科書において、五輪の表彰式では「競技に優勝した選手の国揚げ」等の記述が掲載されていること。
- ④五輪大会参加の NOC の数は 200 を超えているが、非国家領域の NOC の数はその 1 割にも満たず、「ほとんどは独立国を母体」とした NOC であるのと比較して「例外」であるので、「一部の例外を除き、国旗及び国歌と同じものを指すから」五輪で用いる旗・歌(曲)を「国旗・国歌」と表現することに、五輪憲章との齟齬は何ら存在しないこと（「被告準面 1」19 p）

この④の主張ときたら「少数者は無視していいんだ」という、まさにイジメの論理です。こんな人たちが都の教育行政を牛耳っているのはたまりませんね。また、私たちの会の代表・高嶋伸欣先生によりますと、本年 3 月 26 日結果が公表された高校教科書の 2020 年度検定において、これまでにない事態が生じていたということです。

高校の新科目「歴史総合」のある教科書で、1964 年東京五輪大会の開会式写真に「参加 94 か国、約 7000 人の選手が入場行進した」という説明を付けたら「生徒が誤解するおそれのある表現である」として、修正指示の検定意見が付いたのです。

修正後の検定合格記述は「参加した 94 の国・地域の選手団が入場行進した」となりました。注目すべきなのは、修正指示の理由が「誤り（誤記）」ではなく、「生徒が誤解するおそれのある表現である」という点です。

要するに「国」だけの表記では、非国家領域の NOC による選手団も参加している競技会であること、さらには非国家領域の NOC による参加者であろうと国家単位の領域の NOC による参加者であろうと同等の資格と権利を保障されている、極めて公平な競技会であること、また、国威発揚に直結しやすい国家間の成績・メダル数の競い合いではないこと、など五輪の基本理念に気がつきにくく、生徒が不十分な理解で終わってしまう…つまり、誤解する…おそれがある、ということなのです！ これは、もちろん、裁判に証拠として提出しています。

都教委は都民の莫大な税金を使いながら、オリンピックを国威発揚に政治利用して「NOC の旗・NOC の賛歌」であるものを「国旗・国歌」と児童生徒にイメージ付ける教育施策を遂行してはばからないのですから、本当に悪質です。私たちはこの裁判で勝訴が有り得ないことは分かっていますが「この記述は五輪憲章に照らし誤りである」というぐらいは判決に書いてほしいと願って闘い続けます！

## オリンピック裁判

訴状

1 被告は原告ら（当事者目録記載49・84を除く）に対して、  
 東京都監査委員が、「東京都教育委員会が2016年3月31日に、自己の作成した『オリンピック・パラリンピック学習読本』・映像教材DVD・教師用指導書を、東京都内の全ての小学校・中学校・高等学校で配布したが、この配布のために金1億6285万4239円を支出した行為について、この財務会計行為が違法無効であった」と認定しなかったことが違法であることを確認せよ。

二〇一七年五月、都内在住の大学名譽教授・高嶋伸欣（一九四二年生まれ）ら九十二人が東京地裁で、東京都教育委員会を相手取り、右記の支出は違法であるから東京都に返還するよう求める損害賠償請求訴訟を起こした。訴状によれば、理由は前記「読本」のたとえは小学校用の六五ページ（表彰式の国旗掲揚では、国歌が流されます）や、また中学校用の八九ページ（中央に1位、向かって左側に2位、右側に3位の国旗が掲揚され、1位の国の国歌が演奏される。国歌が演奏される時には、敬意を表し、起立して脱帽する）等の記述が、オリンピック憲章に明らかに違背するからだ、という。

原告代表の高嶋に会った。二〇一八年十一月、彼らが最終弁論の機会も与えられないまま、鈴木謙也裁判長によって強引に結審されて聞かない時期だった。

「オリンピック憲章には、国歌とも国旗とも書かれていません。（優勝者の所属する選手団の歌）、（選手団の旗）なんです。IOCに加盟しているのはCountryですから、日本語に訳すときは「国および地域」であって、「国」とは限らない。香港やグアムなどが参加している事実からも、そのことは明白でしょう。台湾が国旗でなく梅の花をデザインした旗を用いているのも、選手団を派遣している台湾のオリンピック委員会が大会組織委員会に登録したからで、共通ルールと異なる特別規定を適用したわけではありません。クーベルタンによって復活された近代オリンピックも、古代オリンピックの精神に立つことを理念とし、それがこの憲章になって示されている。競い合うのは選手間あるいはチーム間の技であり、国家間の競争などではないということですね。個人の人間性や能力にこそ、国家間の政治的対立を凌駕する価値が見出されていた」

しかるに都教委は、その気高い精神を承知の上で捻じ曲げ、悪質にもオリンピックを、子どもたちのナショナルリズムを煽るあからさまな道具として利用した。そういうことになる。もともとオリンピック憲章はかなり頻繁に改訂されてきているのも現実で、二〇〇四年版以降の表彰式に關わる条文には、このあたりの規定がやや曖昧にされている。大衆のナショナルリズムを刺激することでマーケットを拡大したいオリンピック・ビジネスの意向が反映されたようだが、だからといって国旗・国歌に変更してしまえば開催の意義そのものが消滅する。条文上もそこまでは墮落していない以上、どこまでも「選手団の歌、旗」でなければならぬのが当然だ。

どだい、オリンピックの表彰式で演奏される歌は、旗の掲揚に合わせた長さに調整されていない限り、国歌や国旗そのものであるはずもないのである。

都教委のやり方に気づいた原告たちは、住民監査請求も「読本」などの取り消しを求める行政訴訟も却下されて、やむなく損害賠償請求に辿り着いた。オリンピックをダシにした一大ナショナルリズム・ムーブメントは、政財官・教育・マスコミ界が一体となって、挙げ句の果てに歴史修正主義にまで陥ってしまった。

「以前はここまでは酷くなかった。一九九八年の長野冬季オリンピックの時も、私は大会組織委員会に、国旗、国歌じゃない、「選手団の旗、選手団の歌」なのだ、という要望を出したのですが、彼らは基本的には理解してくれず、マスコミの大方もそう書き、放送してくれました。やがて年を追うごとに、「国」を強調したのがつてきたのですが……。でも、同じ東京オリンピックでも、二〇一六年大会の招致活動の時にやはり小中学生と高校生向けに都教委が監修し、東京都とIOCが発行した「未来と結ぶオリンピック」勇気・地球・共生」は、正しいことが書いてあったんですよ。あの石原慎太郎都知事が言い出して始めた招致だったのに」

高嶋が苦笑した。こんなところでも強権体制への「付度」が働いている。伝記映画「ハナ・アーレント」で、主人公のユダヤ人哲学者ハンナが、ホロコーストの最高責任者だったアドルフ・アイヒマン（一九〇六〜六二）の人格を裁判などを通して知り、ただ上の命令に従うだけの平凡な、普通の人でしかなかったと認識したくだりを思い出した。現代日本における国家カルトの状況と、とてもよく似ている。

ある日突然に顕れた現象ではない。こうなるに至った萌芽はすでに一九九〇年代後半の企業社会で散見され、私もその実態を書いていた。以下の七章がその報告だ。

カルト資本主義 増補版

二〇一九年三月十日 第一刷発行

著者 斎藤寅次郎（さいとう たかじろう）

発行者 喜入冬子

発行所 株式会社 筑摩書房

東京都台東区東上野二丁目一丁目一五番五号  
 電話番号 〇三三五六八七二一六〇（代）  
 印刷者 安野光雄